

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(平成37年12月31日まで)

秋 本 生 企 第 8 5 2 号
平 成 2 7 年 1 0 月 1 5 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

銃砲刀剣類発見届取扱要領の制定について（例規）

発見された刀剣類の取扱いについては、これまで「刀剣類発見届取扱要領について（例規）」（昭和32年6月28日付け秋警本防第500号。以下「旧例規」という。）により運用してきたところであるが、この度、旧例規を見直し、平成27年11月1日から、別添「銃砲刀剣類発見届取扱要領」のとおり運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、平成27年10月31日をもって廃止する。

別添

銃砲刀剣類発見届取扱要領

1 目的

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第23条の規定により銃砲刀剣類を発見して警察署へ届出をした者のうち、法第14条の規定による登録を受けて引き続き所持することを希望するものに係る警察における取扱手続を定めるものである。

2 発見届の受理

- (1) この要領に基づき、発見届を受理するときは、別記様式を発見届出人に交付し、別記様式の(1)「古式銃砲・刀剣類発見届」に必要事項を記入の上、銃砲刀剣類と共に提示を受けること。

発見届出人の記載した事項に誤りのないときは、別記様式を切取線に沿って切り離した上、別記様式の(2)「古式銃砲・刀剣類発見届出済証」及び別記様式の(3)「古式銃砲・刀剣類登録通知書」を発見届出人に交付し、住所地を管轄する都道府県教育委員会(以下「教育委員会という。」)に登録申請することなど、登録申請に必要な事項を教示すること。

- (2) (1)により発見届を受理したときは、別記様式の(4)「古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書」を、警察本部を経て教育委員会に送付すること。
- (3) 教育委員会は、審査の結果について、別記様式の(3)「古式銃砲・刀剣類登録通知書」により公安委員会に対して通知することから、同通知を受けた公安委員会は、台帳等を整備するとともに発見届を受理した警察署に回付し、これを受けた警察署においては、台帳等を整備の上、発見届と共に整理保管すること。

3 実施上の留意事項

- (1) 善良な発見届出人の利便を十分考慮し、手続について丁寧な教示する等、適切な対応に努めること。
- (2) 発見届は、発見時の状況の分かる家族又は使用人で責任がある者が代わって行うことも差し支えない。
- (3) 提示を受けた銃砲刀剣類については貴重な美術品である場合もあることを念頭に置き、慎重に取り扱うこと。
なお、刃渡り、目くぎ穴又は銘文の確認のためにこしらえを外すことが困難な場合、無理にこしらえを外そうとしないこと。
- (4) 登録の希望については、発見届出人の意思を尊重し、登録に該当するか否かの判断等を警察において行うことは避け、教育委員会に委ねること。
- (5) 必要やむを得ない場合のほか、銃砲刀剣類を警察署において一時預かりすることはしないこと。
- (6) 発見届をした銃砲刀剣類であっても、登録を受けないと他人に譲渡することができないことは当然であり、登録以外の目的で所持した場合は違法となるので、その旨を発見届出人に教示すること。
- (7) 教育委員会と連携し、発見届出後に登録審査を受けない場合や、審査の結果登録にならなかったものについては、廃棄又は公立博物館等への寄贈の意思を確認するなど所要の措置を講じること。

※ 様式省略